



2026年7月8日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問 合 先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

(開示事項の経過) 株主による臨時株主総会招集請求における
株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、2026年7月1日付適時開示「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）より、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2026年6月30日付「臨時株主総会招集請求書」、（以下「本請求書」といいます。）を受領いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、本請求書に記載された下記1.の株主提案に対する当社取締役会の意見として下記2.の事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本請求の内容

(1) 株主総会の目的事項

- 議題1 定款一部変更の件
- 議題2 取締役 左奈田 直幸 解任の件
- 議題3 取締役 坂口 岳洋 解任の件
- 議題4 取締役 和田 洋 解任の件
- 議題5 取締役 塚本 勲 解任の件
- 議題6 取締役 服部 千賀子（旧姓森本） 解任の件
- 議題7 取締役 仲岡 一紀 解任の件
- 議題8 取締役 田村 乃里子（旧姓馬場） 解任の件
- 議題9 取締役7名選任の件

(以下、上記議題1から議題9をそれぞれ「本議題1」から「本議題9」といいます。)

(2) 招集の理由

当社が公表いたしました2026年7月1日付適時開示「株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ」の別紙をご参照ください。

2. 当社の対応および本請求に対する当社の意見

当社は、以下の理由から、本日開催の取締役会において、(1)本議題2から本議題9については臨時株主総会の招集請求には応じない予定であること、(2)本議題1については2026年8月下旬に開催予定の臨時株主総会において付議するものの、本議題1に対して反対することを決定いたしました。

(1) 本議題2から本議題9に関する臨時株主総会の招集請求には応じない予定であることについて

当社は、法令または定款に違反する場合や権利濫用が認められる場合を除き、議決権数要件や保有期間要件等の形式的要件を充足している場合には、臨時株主総会の招集請求を含む株主の請求が認められるものと考えておりますが、以下の理由により、本議題2から本議題9については株主の請求は認められないものと判断し、これらの議題に関する臨時株主総会の招集請求には応じない予定です。

ア 本議題2から本議題8については、当社の取締役全員（以下、総称して「当社現取締役」といいます。）を解任することを付議議案とすることを請求するものです。しかしながら、当社が2026年6月30日に提出した臨時報告書（以下「本臨時報告書」といいます。）に記載のとおり、当社現取締役は、本請求を受領する2日前である2026年6月29日開催の当社の第8回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によって選任いただいたものです（いずれも80%以上という多数の賛成をいただいております）。さらに、これは本定時株主総会において本議題9と同一の株主提案が提出された中で決議された結果であり、当社株主は、当社現取締役と本議題9で提案されている取締役候補者7名（以下、総称して「前氏提案取締役候補者」といいます。）のいずれが当社の経営を行うにふさわしいかという観点から、議決権行使を行ったものと考えております。そのため、当社としては、本定時株主総会で、株主が前氏提案取締役候補者に賛成することも可能であった中で多数の賛成により選任された当社現取締役を、現時点において解任することを議題とすることは、当社の信用を害し経営を混乱させるものであると考えております。さらに、前氏は、前氏が招集した2026年5月12日開催の臨時株主総会（以下「5月12日開催臨時株主総会」といいます。）においても、当社取締役の解任議案および前氏提案取締役候補者の選任議案を決議しようとしていたものであり、後記(2)で述べますように、解任議案については定足数を満

たさず、選任議案については定款違反であったことが、仮処分手続の決定ではありませんが、裁判所により認定されているものです。このように、実質的に同一の論点を3度も蒸し返すことは、当社の経営を不必要に混乱させるものであり、あってはならないと考えます。また、株主総会を近接した日時で複数回開催することにより発生する各種費用や株主の皆様の議決権行使のためのご負担も踏まえ、共益の見地からみて、適法な株主総会招集権の行使ではないと考えております。

イ 本議題9については、当社現取締役役に代わって、前氏提案取締役候補者を当社の取締役に選任することを付議議案とすることを請求するものです。しかしながら、前記アで述べたように、本定時株主総会においても、前氏提案取締役候補者の選任議案という同一の議案が付議されましたが、本臨時報告書記載のとおり、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成を得られなかったことにより、否決されました。また、会社法第304条および会社法第305条第6項において、株主は、法令若しくは定款に違反する場合または実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合には、株主提案として議案を提出することができないことが定められています。この点について、(ア) 前述のとおり本議題9は本定時株主総会における前氏提案取締役候補者の選任議案(第5号議案)と候補者が同一であり実質的に同一の議案であると考えられること、および(イ) 当社の総議決権数は242,498個であるところ、本臨時報告書記載のとおり、本定時株主総会において、前氏提案取締役候補者は総議決権数の10分の1に相当する24,249個以上の賛成を得られていないと考えられることを踏まえ、前氏は本議題9を本定時株主総会の日から3年を経過していない段階で株主提案として提出することができないことから、当然に、より負担の大きい別途の株主総会を招集して当該議案をその目的とすることはできないものと考えております。

(2) 本議題1について

当社取締役会は、2026年8月下旬に開催予定の臨時株主総会において本議題1を付議する予定ですが、以下の理由により、本議題1に「反対」いたします。

本議題1については、取締役の解任決議の定足数を3分の1に軽減することを付議議案とすることを請求するものです。

まず、取締役の解任決議の定足数に関する当社定款第21条第2項の現行の内容は、全国株懇連合会が作成している定款モデルと同じ内容であり、取締役の解任決議の定足数を会社法の規定のまま過半数とすることは上場会社でもよく見受けられるものと考えております。

また、前氏は、株主による経営監督機能の実効性を確保し、選任と解任の要件の均衡を図るため、取締役の解任決議の定足数についても、選任決議と同様に3分の1とする

ことを理由として説明していますが、取締役の解任決議の要件を軽減することによって、取締役の解任が行われやすくした場合には、経営の安定性を害する可能性があると考えております。そして、前氏は、5月12日開催臨時株主総会において、当社取締役全員の解任議案および前氏提案取締役候補者の選任議案を提案しましたが、2026年6月12日付適時開示「(開示事項の経過) 当社取締役による地位確認仮処分命令決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ」等で公表いたしましたとおり、仮処分という暫定的なものではあるものの、裁判所は、当該各議案の決議に関して、以下の説示をしております。

- ア 5月12日開催臨時株主総会における当社取締役の解任決議について、決議に出席した株主の議決権数の割合は、定足数である過半数に満たないから、5月12日開催臨時株主総会時の取締役7名の解任決議には、決議の方法の法令違反という取消事由(会社法第831条1項1号)があり、同違反は、定足数という決議を行うための前提を欠くという重大な違反であること
- イ 上記アのとおり、5月12日開催臨時株主総会時の取締役7名の解任決議は取り消されるべきであり、当該取締役7名は、なお当社取締役としての地位を有するものというべきであること
- ウ 当社取締役の定員は7名であるから、これを超えて当社取締役を選任する5月12日開催臨時株主総会における前氏提案取締役候補者の選任決議には、決議の内容の定款違反という取消事由(会社法第831条1項2号)があると認められること

このような状況で、前氏は、当社取締役を解任したうえで前氏提案取締役候補者の選任を行うことを企図しているところ、当社取締役を解任するためには取締役の解任決議の要件を軽減することが必要であると考えていると認識しております。そのため、前氏が取締役の解任決議の要件を軽減することを求める主な目的は、株主による経営監督機能の実効性を確保し、選任と解任の要件の均衡を図ることではなく、当社取締役の解任および前氏提案取締役候補者の選任を行いやすくするという理由に基づくものであると認識しております。

以上のとおり、前氏が当社取締役の解任および前氏提案取締役候補者の選任を企図している現段階において当該要件を軽減することは経営の安定を害する可能性があるものと考えておりますので、当社取締役会は本議題1に「反対」いたします。

3. その他

2026年7月7日付適時開示「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、本請求に基づく臨時株主総会招集のための基準日を2026年7月22日と設定しております。当該臨時株主総会の招集を決定した場合には、当該臨時

株主総会の開催日時および開催場所ならびに付議議案の詳細につきまして、速やかにお知らせいたします。

以上